

都内中小企業の皆様

公益財団法人東京都中小企業振興公社
デザイン経営支援事業

自社に合ったデザイナーを探す
新商品を開発したい！ 既存商品を強化したい！ 販促ツールを制作したい！

令和2年度(2020年度)デザインコラボマッチング

デザイン案件の募集について

公益財団法人東京都中小企業振興公社では、都内中小企業とデザイナー、デザイン系大学(以下、デザイナー・大学)との協働を推進するため、「令和2年度(2020年度)デザインコラボマッチング」を開催します。

これに伴い、都内中小企業の皆様から、デザイナー・大学との契約及び協働を希望するデザイン案件を募集いたします。本募集要項の内容をご確認の上、是非ともご応募を検討いただければ幸いです。

< 目 次 >

1. 概要	2
2. 募集するデザイン案件について	3
3. デザインコラボマッチングの流れ	4
4. 応募資格	4
5. 応募方法	6
6. デザイン提案を行うデザイナー・大学について	6
7. 事業所・工場見学会について	6
8. マッチング会について	7
9. 協働デザイナー・大学との初回打合せについて	8
10. デザイン費用について	8
11. 協働デザイナー・大学との契約締結について	8
12. 注意事項について	8
13. その他	9
14. 事務局	9

1. 概要

(1)デザインコラボマッチングとは

デザイン依頼案件を持つ都内中小企業と優れた提案力を持つデザイナー・大学が、協働を始める出会いの場を創出するイベントです。

デザインコラボマッチングへのエントリーをきっかけに、デザイナー・大学との信頼関係を醸成する中で新たな気付きや発見につながり、“自社の強み”を社員の皆様が見つめ直す機会となることを期待します。

(2)募集対象

デザイナー・大学との協働を希望する都内中小企業

(3)開催日時

令和3年(2021年)2月24日(水) 13時00分～17時30分

(4)募集数

15社程度(募集数に達し次第、締め切ります)

(5)応募書類提出締切日

令和2年(2020年)11月27日(金)まで **※募集期間を延長しました！応募締切日までに必着**

(6)会場(予定)

AP秋葉原 5階 (東京都台東区秋葉原1番1号) ※参加企業数により変更する場合があります。

<交通アクセス>

JR各線・つくばエクスプレス「秋葉原駅中央改札口」より徒歩約5分

東京メトロ日比谷線「秋葉原駅2番出口」より徒歩約5分

東京メトロ銀座線「末広町駅1番出口」より徒歩約5分

都営新宿線「岩本町駅A3出口」より徒歩約8分



(4)参加費 無料

(5)新型コロナウイルス感染症対策について

マッチング会の開催に当たり、感染防止策を講じた上で実施します。

①参加者様へのお願い

ア 発熱や咳など体調が悪い方は参加を見合わせてください。

参加者様にご自身の体調等を申告いただくチェックシートを事前に配布し、受付時にご提出いただきます。

イ 手洗いや手指消毒の徹底をお願いします。

ウ マスクを事前にご用意いただき、会場内ではマスクを着用してください。

(事務局もマスクまたはフェイスシールド等を着用させていただきます)

②マッチング会場について

- ア 会場収容率の50%以内で開催し、参加者間の距離を確保します。
- イ 会場内はエアコンとは別に、機械換気設備により、24時間新鮮な外気を取り入れて、1時間に2回以上、空気を入れ替えて換気をします。
- ウ 受付に手指消毒液、体温計を設置し、飛沫防止用にアクリル板を設置します。
- エ 受付待ちの列でソーシャルディスタンスが確保できるよう、列位置の目印を設置します。
- オ 面談机に飛沫防止用のアクリル板を設置します。
- カ 面談先の入れ替え毎に面談机を除菌シートで消毒します。

③その他

- 状況により感染防止策の変更や、マッチング会の延期・中止等の場合があります。
その場合、参加者様にはメール等でご案内いたします。

2. 募集するデザイン案件について

募集するデザイン案件の対象は、以下のいずれかにあてはまるものとします。

- (1) 新商品・サービスの開発: 自社技術や経営資源を活かした新商品・サービスの企画開発及びデザイン
- (2) 大幅な商品改良: 現行商品(試作した製品を含む)を刷新するためのデザイン
- (3) 生産財工業製品※の開発: 機械器具等の操作性向上・快適性向上・安全性向上をするためのデザイン
- (4) 販促ツールの開発: 商品や優れた保有技術の訴求力を強化するためのコミュニケーションデザイン
(パッケージ・パンフレット・HP・動画作成・顧客との接点づくりへの新提案、企業メッセージや販売促進に係る訴求手法、広報戦略など)

※生産財工業製品の品目例

工作機械、土木建設機械、環境整備機器、荷役・運搬機械、包装機械、電気機械、食品機械、電子機械、金属加工・処理機械、繊維・縫製機械、鍛圧機械、ロボット関連製品、測定機器、医療・福祉機器、産業用車輛、プラスチック加工機械、印刷・製本・紙工機械、商業機械、化学機械、自動化機械、農業機械、設計・製図機械、光学機械、その他の生産財

【過去の成果事例より】



商品開発・パッケージ



キャラクター・ロゴ



工業用機械

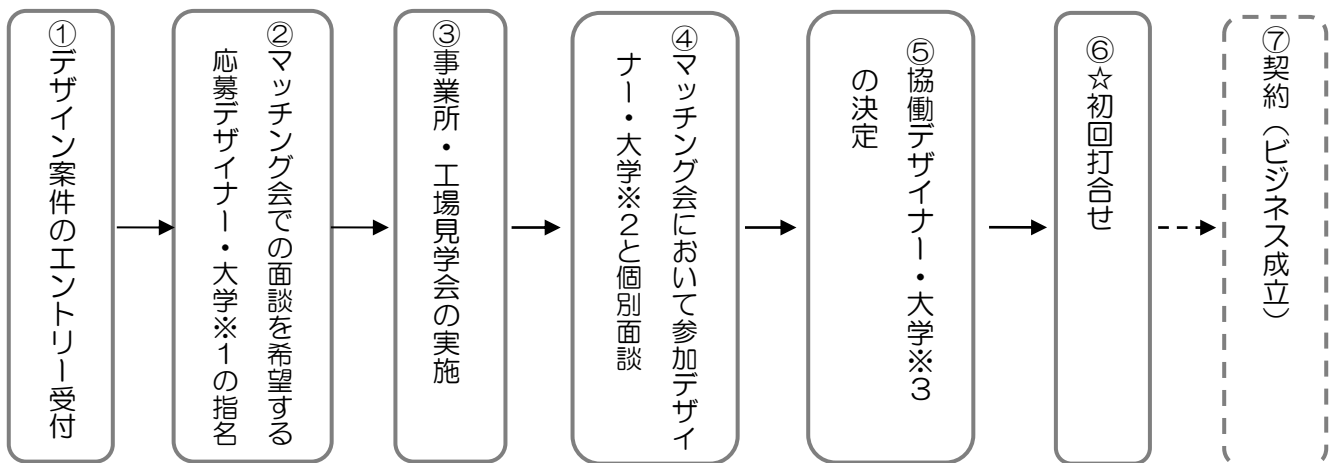


事業案内・カタログ



業務用製品の改良

3. デザインコラボマッチングの流れ



【現在募集中】 11月27日まで	1月中旬～ 2月中旬	【開催日】 2月24日	3月上旬～ 3月下旬	初回打合せから2ヶ月 以内を目標に契約締結
----------------------------	---------------	-----------------------	---------------	--------------------------

※1～3のデザイナー・大学の用語の定義については、7頁の「12.注意事項について」をご確認ください。

☆初回打合せ後のデザイン業務委託契約やデザイン開発等に関する顧問契約(以下「デザイン契約」)のまで大まかな流れは、以下のとおりです。

- ④秘密保持契約(書面化)→⑤企業からデザイン案件の確認→⑥協働デザイナー・大学からの提案→⑦社内検討(デザイン費用・スケジュール等条件擦り合わせ)→⑧デザイン契約(書面化)→⑨協働開始→
⑩デザイン契約の履行→⑪デザイン契約の履行完了→⑫支払い

※デザイン契約は、企業と協働デザイナー・大学との信頼関係が大切です。必要に応じて対面討議できる環境づくりが重要になります

4. 応募資格

応募資格は、次の条件(1)～(3)をすべて満たす都内の中小企業者です※

- (1)都内に主たる事業所を有し事業を営んでいること。また、中小企業基本法に準拠した中小企業者であること
(下記表を参照)

業種	中小企業者(下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金	常時雇用する従業員
① 製造業・建設業・運輸業・ソフトウェア業・情報処理サービス業・その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ 小売業	5,000万円以下	50人以下
④ サービス業	5,000万円以下	100人以下

※上記に該当する中小企業者でも、次の①～④に該当する場合(みなし大企業)は対象に含まれません。

- ①大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有若しくは出資している場合
- ②大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有若しくは出資している場合
- ③役員2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合
- ④その他、大企業が実質的に経営に参画していると考えられること

(例) ア. 大企業やその子会社等が過半数の議決権を保持する場合

イ. 大企業やその子会社等が議決権について指示できる場合

(2)次に掲げる事由をすべて満たすこと

- ①2. 募集するデザイン案件について(1)～(4)のいずれかに該当する、デザイン発注を行う意欲がある中小企業者であること
- ②令和3年(2021年)2月24日(水)開催のマッチング会にデザインコラボマッチングの事業責任者が出席できること
- ③エントリー後の経過等に関して事務局に従い、誠実に対応すること。また、当公社が実施する事業に関して協力が可能であること
- ④協働デザイナー・大学と締結した際、「契約書」の写しを事務局に提出が可能であること
- ⑤デザイン契約の履行期間において、協働デザイナー・大学とのコミュニケーションを密に取れる体制であること
- ⑥知的財産権法を遵守すること
- ⑦その他事務局が提出を求める必要書類を期限内に提出すること

(3)次に掲げる除外事由に該当しないこと

- ①法令に違反する、又は違反するおそれのある中小企業者
- ②中小企業者が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)であるとき又は法人等の役員等(個人事業主である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)であるとき
- ③法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ④法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ⑤法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- ⑥公序良俗に問題があるもの又は社会通念上、不適切であると判断されるもの(風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第121号)第2条に規定する風俗営業等)に該当するもの
- ⑦生活環境の保全及び公衆衛生に支障をきたすおそれがあるもの
- ⑧その他事務局が不適切と判断するもの

5. 応募方法

(1) 応募方法

ダウンロードページのエントリーシートへ必要事項を記入し、
下記提出書類と合わせて事務局までご応募ください。

ダウンロードページ⇒



(2) 提出書類及び送付方法

- ① エントリーシート: E-mail でお送りください(手書きはご遠慮ください)
- ② 企業案内等(事業内容がわかる資料): E-mail 又は郵送ください
- ③ 秘密保持等に関する誓約書(代表者印押印済みのもの): **原本を郵送**ください(A3 サイズのもの)
※ご提出頂いたエントリーシートの内容は、「令和2年度デザインコラボマッチングデザイン提案募集案件」として、
会社ホームページで公開いたします。差し支えない範囲でご記入ください。
※提出書類は返却致しませんので、予めご了承ください。

6. デザイン提案を行うデザイナー・大学について

① 「東京デザイナー情報」登録デザイナー

※「東京デザイナー情報」とは、当社が提供するデザイナーのデータベースです。 東京デザイナー情報⇒



② 都内のデザイン系学部を持つ大学の学生となります。

※デザイン系大学へプロダクトデザインを依頼する場合は、原則「開発の上流領域」に関して、参加学生のフットワークで
しっかり取り組みたい企業を対象とします。

※「開発の上流領域」とは、開発方向討議～ニーズ/シーズ収集分析～アイデア項目出し/検討～顧客ニーズ討議～
スケッチ制作～商品コンセプトの策定～簡単なモックアップ製作までの市場投入前のものを指します。

7. 事業所・工場見学会について【令和3年1月中旬～2月中旬を予定】

◆事業所・工場見学会とは、マッチング会にて面談を希望する参加デザイナー・大学に、
参加企業の事業所や工場を見学してもらう機会です

◆事業所・工場見学を希望される場合は、エントリーシートへ記入してください

(事業所・工場見学:「実施しない」 / 「実施する」)

※マッチング会の前に、企業との面談を希望する参加デザイナー・大学が事業所・工場見学をすることで、

自社の特徴や製造工程への理解を深めてもらうことができ、マッチング会における効果的な面談につながります。

※事業所・工場見学会を「実施しない」と申告した後で、「実施する」に変更することは、参加デザイナー・大学への公平性の観点
から不可とします

※日程調整・参加デザイナー・大学への連絡等は事務局にて行います。事業所・工場見学会を希望された場合でも、新型コロナ
ウイルス感染症の状況や天災、日程調整等の状況により見学を実施できない場合もございますので、予めご了承ください。

8.マッチング会について【令和3年2月24日(水)】

マッチング会とは、エントリーいただいた参加企業と参加デザイナー・大学が一堂に会し、面談をする機会です。

- ・複数の参加デザイナー・大学との面談を予定しています(参加企業1社につき最大8社の参加デザイナー・大学となります)。
- ・面談時間は1コマ25分程度を予定しています。

- ◆事前に参加企業より提出いただく「マッチング会希望調査票」に基づき、事務局が面談スケジュールを作成し、マッチング会当日の時間割・組合せをお知らせいたします。
- ◆面談では、参加企業から具体的な案件の内容、要望などをご説明いただくとともに、参加デザイナー・大学からは制作範囲、制作活動の強みと実績などについて個別にお話しいただきます。
- ◆マッチング会終了後、参加企業、参加デザイナー・大学より、「最終マッチング希望調査票」に協働を希望する候補相手をご記入いただきます。両者提出の「最終マッチング希望調査票」に基づき、事務局にて両社の希望を突合し、今後具体的に商談を進めていただく協働デザイナー・大学を決定して、後日結果を通知いたします。
- ◆協働デザイナー・大学の通知は、該当参加企業のみに行い、公表はいたしません。
また、原則的に、参加企業1社につき協働デザイナー・大学1社と商談を進めていただきます。
※1案件に対し、複数の協働デザイナー・大学は選択できません。ご了承ください。

マッチング会面談スケジュール

	時間
1コマ目	13時00分～13時25分
2コマ目	13時35分～14時00分
3コマ目	14時10分～14時35分
4コマ目	14時45分～15時10分
5コマ目	15時20分～15時45分
6コマ目	15時55分～16時20分
7コマ目	16時30分～16時55分
8コマ目	17時05分～17時30分

※参加企業がエントリーシートに記載しているデザイン提案の内容は、マッチング会で参加デザイナー・大学と会話を進める中で、提案範囲が広がったり予算検討によって限定されたりするなど状況変化が起こることがあります。しかしながら、参加デザイナー・大学は参加企業から提出されたエントリーシートの内容を踏まえてマッチング会に参加しますので、エントリーシートに明記した内容から著しく乖離するデザイン案件の要望や逸脱した進め方をされることのないようご注意ください。

マッチング会当日の受付枠について

「マッチング会希望調査票」にて、事前に貴社の案件を指名していない参加デザイナー・大学と面談を希望すると回答いただいた場合は、上記面談スケジュールの空き枠に「当日受付枠」として面談予約が入る可能性があります(空き枠がない場合は除く)。8コマ目の終了時間である17時30分までは途中退席をしないようご注意ください。

9. 協働デザイナー・大学との初回打合せについて【令和3年3月上旬を予定】

初回打合せとは、事務局より通知した参加企業と協働デザイナー・大学の両方で、デザイン提案に関することや、契約に関すること、今後のスケジュール等について打合せを行う機会です。

(打合せ内容は、9頁の参考資料デザインコラボマッチング「初回打合せ」確認事項をご覧ください)

場所は、参加企業の事務所を予定しておりますので、エントリーシートに初回打合せ予定日のご記入をお願いいたします。日程調整等は事務局にて行い、初回打合せ当日も立ち会います。

10. デザイン費用について

参加企業が協働デザイナー・大学に支払うデザイン費用及びその他支払方法については、協働開始前に双方で協議し、合意の上で契約書に記載していただきます。

エントリーシートの「デザイン費用」欄は、現段階で参加企業が予定しているデザイン発注に充当できる総額(協働デザイナー・大学へ支払う予定総額)を必ずご記載ください。

11. 協働デザイナー・大学との契約締結について

参加企業と協働デザイナー・大学の両方で協議の上、必要な契約を書面で締結していただきます。契約内容として、次の内容を確認した上で協働を開始していただきます。

【契約内容】

- (1) デザイン範囲(どの範囲までを依頼するかなど)
- (2) トータル経費(デザイン発注費、試作費、材料費、打合せのための交通費など諸経費を含む費用)
- (3) 成果物の知的財産の出願費負担と権利の帰属(不採用のデザインを含む)
- (4) 費用の支払い方法
- (5) 秘密保持 など

※合意した時点での契約書案(捺印前)を、参加企業より事務局に提出していただきます。また、捺印後に締結した契約書は、コピーを参加企業より事務局に提出していただきます。

※契約締結とその後のデザイン案件の協議/推進は、あくまで当事者間の判断と責任において行ってください。

参加企業、協働デザイナー・大学が被ったトラブルや訴訟等に関して、事務局は一切の責任を負わないものとします。

12. 注意事項について

デザインコラボマッチングへのエントリーに際して、参加企業は、別紙「秘密保持等に関する誓約書」の内容をご確認・ご提出いただくとともに、記載事項を遵守していただきます。なお、本募集要項におけるデザイナー・大学の用語の定義は、以下のとおりとなります。

応募デザイナー・大学: デザインコラボマッチングでデザイン提案の応募をしたデザイナー・大学

参加デザイナー・大学: 参加企業が提出する「マッチング会希望調査票」にて、マッチング会での面談希望があったデザイナー・大学

協働デザイナー・大学: マッチング会終了後に実施する「最終マッチング希望調査票」にて、マッチングが成立したデザイナー・大学

13. その他

(1)コーディネーターについて

デザインコラボマッチングは、デザイン発注にノウハウのある公社のデザインコーディネーターがサポートを行います。ご不明な点がございましたら、事務局までご相談ください。

(2)デザイン活用ガイドについて

デザインの導入を考えている方、実際にデザイン活用を図っている企業の方に向けて

「デザイン活用ガイド」を発行しております。詳しくは、こちらをご覧ください。 デザイン活用ガイド⇒



(3)都の関連機関の活用について

機器利用の希望や相談等がある場合には、コーディネーターが公益財団法人東京都中小企業振興公社の専門相談員や下記の関連機関をご案内します。

【機器利用、技術相談等】

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

開発本部 開発第三部 デザイン技術グループ

住所 〒135-0064 東京都江東区青海 2-4-10

電話 (03)5530-2180



【意匠、商標、著作権、特許等知的財産関連の相談】

東京都知的財産総合センター

住所 〒110-0016 東京都台東区台東 1-3-5 反町商事ビル 1階

電話 (03)3832-3656

URL ※2020年4月1日より改正意匠法が施行されています。



14. 事務局(書類提出先・問合せ先)

(公財)東京都中小企業振興公社 事業戦略部経営戦略課 デザインコラボマッチング事務局

住 所 〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町 1-13 住友商事神田和泉町ビル 9階

電 話 (03)5822-7250

E-mail design@tokyo-kosha.or.jp

参考資料 デザインコラボマッチング「初回打合せ」確認事項

1. 事務局配布資料のご確認(企業・協働デザイナー・大学に活用していただく資料です)

「企業向け募集要項」「デザイナー・大学向け募集要項」「秘密保持等に関する誓約書」「デザイン活用ガイド」
「東京都知的財産総合センター事業案内」

2. 事務局より「初回打合せ」実施目的等ご説明(初回打合せ時は未契約の状態です)

目的: デザイン開発に関し基本的打合せを行い両者合意に導く為

- ①当初、事務局が配布した「デザイン開発・活用案件の募集について」内容を再度ご確認ください
- ②今後、デザイン発注商品について両者が協力して下記の具体的討議を進めていただきます
 - ・発注内容、開発範囲、スケジュール
 - ・トータル経費(デザイン発注費・試作費・材料費・諸経費・総額確定・支払い方法等)
 - ・知財に関する権利帰属、出願費用負担の明確化等
- ③両者が合意した内容は「契約書」に必ず明記ください。明記していただく重要な項目は、
 - ・発注内容、開発範囲、完了迄のスケジュールの明確化。※契約外となるものを疎通しておく
 - ・トータル経費(デザイン発注費・試作費・材料費・諸経費・追加費用の扱い・総額確定、支払い方法)
 - ・知財に関する権利の帰属、出願費用負担に関して双方の合意

3. 「契約書」締結について

- ①事務局から書式提示はありません(「デザイン活用ガイド」例を参照ください)。知財関連については必要に応じ知財センターのアドバイザーに相談等行い内容検討してください。「秘密保持契約書」は重要ですので、「契約書」に含めるか別紙とするか話し合っ明確にしてください
- ②今回の開発が他社の知的財産を侵害していないか、「先行意匠調査」で他社の権利を侵害していないことを確認する等、開発過程で両者が都度確認をお願いします。2020年4月1日に改正意匠法が施行されています(事前配布の「デザイン活用ガイド」をご参照ください)。必要に応じて知財センターにご相談ください
- ③カタログ、HP等のデザイン刷新に当たっては説明内容・数値表示・記載語(実質的製造業者の表示(製造物責任(PL法)等)に誤りがないか、著作権等を侵害していないか等の確認を行いながら細心の注意で推進してください
- ④食品については、記載内容等についてご確認ください(東京都立食品技術センターをご利用ください)。(2020年4月 新食品表示法が施行されました)
- ⑤両者署名捺印前に事務局で内容確認を行いますので、企業は事務局宛てに事前提出をお願いします
- ⑥契約締結(マッチング成立)は「初回打合せ日」から最長2ヶ月程度でお願いします

4. マッチング成立後のお願い、扱いについて

- ①捺印済「契約書」の写しを事務局へ提出してください(企業様にご依頼)
- ②開発に当たっては、両者が膝を交え討議を重ねて信頼関係を醸成し推進ください
- ③開発スタート後は、両者の責任で推進してください。
- ④開発にあたっては、東京都産業技術研究センターの技術支援/試作開発支援、東京都知的財産総合センターの知財相談等ご活用ください。